

令和8年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第5号）

令和8年3月19日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 予算審査特別委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 常任委員長陳情報告
 - 第 6 質疑、討論、採決
 - 第 7 事務報告
 - 第 8 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 予算審査特別委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 常任委員長陳情報告
 - 日程第 6 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 日程第 7 事務報告
 - 日程第 8 閉 会
-

出席議員（19名）

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 金 澤 雅 哉 | 2番 | 高 橋 美千子 |
| 3番 | 戸 村 ひとみ | 4番 | 常世田 正 樹 |

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 5番 | 伊藤春美 | 6番 | 伊場哲也 |
| 7番 | 平山清海 | 8番 | 崎山華英 |
| 9番 | 永井孝佳 | 10番 | 井田孝 |
| 11番 | 島田恒 | 12番 | 片桐文夫 |
| 13番 | 遠藤保明 | 14番 | 宮内保 |
| 15番 | 飯嶋正利 | 16番 | 宮澤芳雄 |
| 17番 | 伊藤房代 | 18番 | 木内欽市 |
| 19番 | 松木源太郎 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|---------|-------|
| 市長 | 米本弥一郎 | 副市長 | 柴栄男 |
| 教育長 | 向後依明 | 秘書広報課長 | 寺嶋和志 |
| 行政改革推進課長 | 椎名実 | 総務課長 | 向後稔 |
| 企画政策課長 | 榎澤茂 | 財政課長 | 池田勝紀 |
| 税務課長 | 多田仁 | 市民生活課長 | 齋藤邦博 |
| 環境課長 | 大八木利武 | 保険年金課長 | 大網久子 |
| 健康づくり課長 | 黒柳雅弘 | 社会福祉課長 | 向後利胤 |
| 子育て支援課長 | 八馬祥子 | こども家庭課長 | 石橋康司 |
| 高齢者福祉課長 | 椎名隆 | 商工観光課長 | 金杉高春 |
| 農水産課長 | 伊藤弘行 | 建設課長 | 齊藤孝一 |
| 都市整備課長 | 飯島和則 | 会計管理者 | 戸葉正和 |
| 消防長 | 常世田昌也 | 上下水道課長 | 向後哲浩 |
| 教育総務課長 | 飯島正寛 | 生涯学習課長 | 江波戸政和 |
| スポーツ振興課長 | 林甲明 | 監査委員局長 | 杉本芳正 |
| 農業委員会事務局長 | 金谷健二 | | |

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭和

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（宮内 保） 予算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 予算審査特別委員長報告

○議長（宮内 保） 日程第1、これより予算審査特別委員会に付託いたしました議案第1号から第8号までの審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（予算審査特別委員長 永井孝佳 登壇）

○予算審査特別委員長（永井孝佳） おはようございます。

予算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る2月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の議決について、議案第2号、令和8年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第3号、令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、令和8年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、令和8年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第6号、令和8年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第7号、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算

の議決について、議案第8号、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての8議案について、審査経過及び結果を申し上げます。

去る3月6日、9日及び10日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室におきまして本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号について申し上げます。

1点目として、地域おこし協力隊業務委託料、550万円の内訳と活動費用は足りているのかとの質疑では、報酬が350万円で活動費が200万円である。地域おこし協力隊の活動費が足りないとの話は聞いていないとの答弁がありました。

2点目として、社会福祉総務費について、令和7年度までは合同金婚式の委託料があったと思うが事業廃止となったのか、または別の形での実施となったのかとの質疑では、庁内で検討した結果、廃止とした。理由としては、近年参加者が減少していることと、単身者や参加したくてもできなかった方に配慮したものであるとの答弁がありました。

3点目として、児童家庭相談事業の子育て短期支援事業委託料について、新規事業と思われるがその内容はどの質疑では、保護者の疾病、出産、育児疲れ、養育不安などによって家庭での養育が一時的に困難な場合に、子どもを短期的に施設が受け入れ、安全に養育保護することを目的とした事業である。保護者も休息や生活の立て直しの時間を確保することで、虐待の未然防止や家庭機能の回復につながる目的もある。対象年齢は、5歳以上18歳未満の子どもであるとの答弁がありました。

4点目として、民間教育・保育施設改築等事業の内容はどの質疑では、干潟町中央保育園の園舎の改修として、屋根・外壁改修、エアコンの更新等を行う。全体工事費は約4,000万円で2分の1を国が、4分の1を市と事業者がそれぞれ負担するとの答弁がありました。

5点目として、生活排水処理施設管理費について、飯岡の排水処理施設は今後どのように事業をやっていくのかとの質疑では、水質検査によると改善傾向にあり、合併浄化槽の普及も進んでいることから、将来的には役割を終える方向で検討しているとの答弁がありました。

6点目として、観光施設管理費の指定管理料について、刑部岬展望館のエレベーターが壊れているがどうするのかとの質疑では、エレベーターは設置から25年が経過し、改修のための交換部品が製造中止となっている。製造中止となっている部品を含め、完成には約2年かかる。さらに、工事設計価格は約5,000万円となることから、現時点では改修は行わないとの答弁がありました。

7点目として、観光イベント事業の七夕市民まつり補助金について、令和7年度と比較して300万円の減額となっている。実行委員会から予算の増額を求める要望書が提出されたそうだが、要望書はどのように処理されたのかとの質疑では、令和7年度は、市制20周年とのこともあり増額されていた。物価高騰などの中、運営は大変であるが持続可能な事業として見直しも含め工夫しながら進めていただきたい。要望書については、担当課で受領し財政課との協議を経て、市長了解の下、予算計上したとの答弁がありました。

8点目として、冠水対策排水整備事業の事業内容はとの質疑では、道路冠水が多発する地域において、集中豪雨や台風等による浸水の解消や緩和を図る事業でイ地区及び後草地区を予定している。調査・設計委託料として、イ地区は、工事完了区間に隣接する家屋に対して、工事による家屋損傷がないかを14棟予定。後草地区は、工事予定区間に隣接する家屋に対して、工事前の家屋損傷の状況を11棟確認するもの。工事請負費については、イ地区では297メートルの舗装の本復旧工事を予定し、後草地区では110メートルの排水整備工事を予定しているとの答弁がありました。

9点目として、非常備消防事務費のアプリ使用料の内容はとの質疑では、消防団の活動支援を目的としたもので、火災の位置情報や水利情報、また消防団員が現場活動を行った際の活動報告等の管理をアプリによって行うものであるとの答弁がありました。

10点目として、育英資金給付事業の育英資金給付金について、希望している人数と採用人数が令和7年度と比較して増減はどうなっているかとの質疑では、令和7年度の実績は、高校生の申込者は48名で、うち採用者は41名、大学生等の申込者は53名で、うち採用者は40名であった。

年々、育英生は増加し、給付額も急激に増加している中で、令和8年度は国や県が実施する就学支援制度が大幅に拡充されたことから、本制度の見直しを行った。高校生については、令和8年度から保護者の収入要件が撤廃されて授業料の負担がなくなることから、本事業の募集を中止し、大学生等については、保護者の収入状況に応じて手厚い支援が展開されていることから、本事業では、国の支援の対象とならない大学等の学生を支援対象とし、誰もがいずれかの公的支援を受けられるようにした。

その結果、令和8年度は高校生は新規採用者はなし、継続者43名、大学生等は新規採用者7名、継続者74名への給付を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第2号について申し上げます。

1点目として、病院債について令和8年度末現在高見込額が約200億円である中で、旭中

中央病院の健康状態はどうなるのかとの質疑では、ここ数年、赤字が続いているが、経営改善に向けて中期計画の変更や医療機器などの整備に際し、有利な起債を借入れするなどの見直しを行っている。物価高騰に伴う国の補助金交付や病院収入の一番大きな部分を占める診療報酬の改定も行われることから、中期計画の最終年度あたりで黒字化も見込めるのではないかと考えている。また赤字決算でも、現在は病院の内部留保資金もあることから、経営は安定していると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第3号について申し上げます。

給料及び職員手当等の状況について、医師の給与の内訳はどの質疑では、給与には、給料と通勤手当、扶養手当、管理職手当、特殊勤務手当、地域手当が入る金額となる。

次に、議案第5号について申し上げます。

配食サービス事業について、令和8年度1食分の金額や自己負担額に変更はあるのかとの質疑では、物価高騰等の影響から、配食に係る1食分の単価を調理費550円と、安否確認を含めた配送代400円による合計950円としている。来年度から150円の増額とし、自己負担額も100円の増額を予定しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第2号から議案第8号までの7議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

令和8年3月19日、予算審査特別委員会委員長、永井孝佳。

○議長（宮内 保） 予算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 日程第2、これより議案第1号から議案第8号までについて、質疑、討論、採決を行います。

初めに、委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員のご登壇を願います。

(19番 松木源太郎 登壇)

○19番(松木源太郎) 議席番号19番、日本共産党、松木源太郎です。2026年、令和8年第1回定例会に当たり、議案第1号、2026年、令和8年度旭市一般会計予算の採択に反対の討論をいたします。

市長は、新年度の市政運営を「まち・ひと・しごと創生法に基づき、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、持続可能な社会の実現を目指すものであります。」と書いておりました。さらに「第3期総合戦略」の2年目に入り、SDGsの推進やデジタル技術を効果的に活用しながら、将来都市像である「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭〜健康で心豊かな暮らし “ウェルビーイング” の向上〜」が実現し、市民一人ひとりが健やかで幸せで満足した暮らしを送ることができるよう、全力で取り組んでまいりますと重点プロジェクトを並び上げました。

しかし、将来の特殊出生率を令和4年の1.18から令和5年に1.38に上昇して、令和12年の1.80、国民希望出生率であります。令和42年まで維持するとの望みは、令和6年に1.21となり、夢の仮定の値となりました。

令和8年度の旭市一般会計予算ですが、各種の新しい事業も始まりますが、市民に身近な事業がどのように取り扱われているかじっくりと検討してみますと、十分に検討されて事業が行われているのか、疑問の事業八つを選び、その中身について吟味いたしました。

初めに、1、放課後児童クラブ運営の業務委託事業についてであります。令和7年、債務負担行為の議決は3億2,257万2,000円でした。初年度の委託料、主に保育園を中心としている株式会社アンフィニというところが運営委託を任されて3年間運営しますが、特に職員の手当の問題や指定管理の議案も出さないでどのように運営していくのでしょうか。大変疑問を持ちました。

2番目が、旧飯岡町の生活排水処理施設管理費964万円であります。現在でも年間1,000万円近く費用がかかっていますが、水質は良いというのですが、一時的に濁った水が流れる場合があること、上流部はどのようになっているかを調査しているのか、水質の汚染具合を示すBODが17だそうでありますから、このまま海に流しても海水浴をしないなら問題はないと思いますが、このままいつまでこの処理場を働き続けさせるのでしょうか。

3つ目、廃棄物収集運搬処理委託料、1億8,302万9,000円あります。2者に委託して収

集しているが、収集の方法に大変疑問があります。

ごみのステーションを回るとき、マグネットでつける収集車と分かるプレートをつけるそうですが、有料でゴミを集めている車と間違われたいのでしょうか。大変疑問な点を私は見ております。

4番目、有害鳥獣駆除事業、758万8,000円であります。今まで猟友会にお願いをしていましたが、今年から鳥獣被害対策実施隊員を新設して、わなの見張りなどをしていただくそうですが、費用が2倍になります。この方法は、今日持ってきましたが、山武市の2月の広報に載っておりますが、これと同じ方式をしようとするものです。

わなの見張りなどをしていただくそうですが、費用が2倍になったこの方法をこれからも続けていくのでしょうか。今までの実は事業につきましては、この半額程度でしたが、ほとんど同じような写真が載っていたりして、私はある方に頼まれて情報公開でこんなに資料を取りまして見ました。そういうことを考えると、この事業は何だったのかということを描きたいと思えます。

その一方、同じようなものでも大変実質的なものがあります。これは商工振興費の旭市の工業団地周辺の有害鳥獣の駆除で、年間52万9,000円ですが、この鳥獣駆除委託料は大変すっきりしていて中身がよく分かります。つまり、このように市の行政できちっと調べなければいけないことがあるのに、十分やられていないんですよ。

6番目、商工振興費の観光費、長熊釣堀センターであります。ここは、実は平成24年に指定管理にしようとして、議員の中で大激論がありまして、反対と賛成の討論がされております。そして一時、指定管理になりましたが、その後また元の直営に戻っております。

1,590万円、今回はまた指定管理料が計上されております。干潟地域の有名な釣堀です。令和6年度に市外から年間1万907人もの方々が釣りに来ます。1回当たり1,000円でしたが、市外の方は1,300円になりました。ですから、1年間にこれだけで1,300万円の収入がある。恐らく人件費などほとんどんぐらいになるでしょう。

答弁では、ヘラブナが少ないので2.5トン程度を3トンに増やすというお答えがありましたけれども、もっと有用に活用し、干潟地域の発展の柱になるということを思います。

7番目、冠水対策排水整備費、1億4,993万円あります。これは実は、旧海上中学校跡地、民間で何が活用できるかということで、今、調査が始まっております。しかし、ここ旧海上中学校跡地に建物ができてしまうと、また飯岡からの県道が雨の際、雨水がたまってしまうおそれがあります。こういうことを考えないで、この調査を始めるのでしょうか。

8、図書館費、図書購入費が715万5,000円です。県立図書館から建物を引き受けるまでに、一定の図書を増やさなければならぬと思いますけれども、そういう準備はされているようには見えません。

私は、今回の一般会計で、8点ほど公に疑問を呈しましたがけれども、個々の事業についても大変疑問があります。そういうことを含めまして、いい事業はいっぱいやっていることは認めますけれども、今回の議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の採択に反対の立場をもって、討論させていただきました。ありがとうございます。

○議長（宮内 保） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（8番 崎山華英 登壇）

○8番（崎山華英） 議席番号8番、崎山華英です。議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算に対し、私からは賛成の立場から討論を行います。

本予算案は、総額328億2,000万円で、前年度比13億8,000万円、率にして4.0%の減少となりました。物価高騰の継続や社会保障関係費の増加など、本市を取り巻く財政環境は決して楽観できるものではありません。

その中で、本予算案は限られた財源をいかに効率的に市民生活へ還元するかを追求した、極めて現実的かつ堅実な編成であると評価いたします。

賛成とする第1の理由は、忖度のない見直しと真に必要な施策への重点化です。具体例を挙げると、本予算案では、長寿祝金支給事業の支給対象年齢や支給額を見直したことで、前年度の約894万円から624万円へと減額を図るとした一方で、高齢者等の移動を支える外出支援サービス事業の需要増加やデマンド交通事業では、物価高騰に起因する委託料の増を見据えた必要な予算措置がなされています。

慣例的な支出を抑え、市民が日々直面する課題解決に資する実益重視の予算配分へとかじを切った点は、持続可能な行政運営の観点から非常に合理的であると考えます。

第2に、将来世代の環境整備に対する着実な投資です。ひかた椿小学校の開校準備や海上地域小学校の整備が着実に進められるほか、近隣自治体に先駆けて導入される5歳児健診や放課後児童クラブの民間委託による充実など、質を重視した子育て支援が随所に盛り込まれている点が挙げられます。

学校給食費については、国・県の補助金を最大限活用できることで、市の負担が大幅に軽減され、これまで定評のあった旭市の給食の質が今後も堅持され、さらなる食育の向上に期待が持てます。

第3に、住民生活に直結する自治体DXの推進です。全公立保育所へ向けたICTの導入、災害時の罹災証明発行を迅速化する被災者支援システム、消防団の運営を支援する情報共有アプリなど、本市DX推進計画の策定が控える中、デジタルの力を事務の効率化だけではなく直接的に市民の安心・安全を高める手段として、全庁横断的に取り組まれることが予算書からも読み取れます。これらは、限られた人的資源の中で行政サービスを維持するために不可欠な取組です。

最後に、将来の負担を見据えた健全な財政規律についてです。新庁舎や広域ごみ処理施設の建設に伴う借入れの償還が開始され、来年度に償還のピークを迎えるという厳しい現実に対し、本市はこれまで積み立ててきた減債基金から初めて5億円を繰り入れることで、財源の平準化を図ります。

さらに、新たな市債の発行額を前年度比で約10億8,600万円、率にして40%の大幅な抑制とする点も含めて、将来世代に過度な負担を残さないための計画的な財政運営の姿勢が現れていると言えます。

本予算案は、単に真新しい新規事業を並べるだけではなく、既存事業の精査と将来のリスク管理を徹底しつつ、米本市長が目指す市民のウェルビーイング向上に向けた土台を固めるものと考えます。

これからの10年、20年先を見据えた持続可能な市政運営に向けた最善の編成であると確信し、賛成の討論といたします。

○議長（宮内 保） 以上で、討論を終わります。

これより採決をいたします。採決は電子表決システムで行います。

議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和8年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、令和8年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、令和8年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和8年度旭市水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長(宮内 保) 日程第3、これより各常任委員会に付託いたしました議案第9号から議案第23号までと議案第27号の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員長、常世田正樹議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 常世田正樹 登壇)

○建設経済常任委員長(常世田正樹) 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月12日、午前10時より議会委員会室において議案説明のため、執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る2月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第11号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、市道路線の認定についての4議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。当委員会に付託されました4議案については、別紙報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号の主な質疑について要約して申し上げます。

初めに、鳥獣被害対策実施隊員の報酬は年額2,000円とのことだが安いのではないかとの質疑では、非常勤職員としての身分に基づく報酬であり、近隣自治体における報酬を勘案するとともに、実際の活動に対する日当は旭市鳥獣被害防止対策協議会から別途支払われるこ

とを踏まえての設定であるとの答弁がありました。

次に、議案第18号の主な質疑について申し上げます。

住宅が解体されて更地となると、砂ぼこりなどが飛散するが、団地内の住宅が全てなくなるまでそのままにしておくのかとの質疑では、解体撤去後、更地にして碎石等で飛散防止をする。全体が撤去された場合は利用計画を検討するが、現状では撤去したところだけ飛散防止を行うとの答弁がありました。

また、双葉団地の世帯数は32世帯とのことだが、改正後の36戸との差、4戸は空き家のまま取っておくのかとの質疑では、戸建てだけでなく長屋式の住宅もあり、長屋での空き室もあることから、戸数と世帯数に差が生じている。長屋の一部だけを解体することはできないため、空き室としているとの答弁がありました。

以上のおおりでありましたので、報告いたします。

令和8年3月19日、建設経済常任委員長、常世田正樹。

○議長（宮内 保） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る2月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第10号、令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、議案第22号、指定管理者の指定についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第9号の1点目として、主な質疑について申し上げます。

中学校施設改修事業について、設計・監理委託料と校舎等改修工事の内容はどの質疑では、中学校5校、体育館への空調設備設置工事に関するもので、設計・監理委託料と工事の内容は足場の設置、室内外機の設置、ボールガードの設置、受変電設備の改修を行うものとの答

弁がありました。

続いて2点目として、空調設備設置工事の中に、断熱工事も含まれているのかとの質疑では、断熱工事は含まれていない。今後、状況に応じて行うとの答弁がありました。

続いて3点目として、空調設備設置工事の設計年度と工事年度はいつかとの質疑では、令和7年度補正予算で計上し、繰越し事業として令和8年度に工事を行うとの答弁がありました。

続いて4点目として、第一学校給食センターと第二学校給食センターの賄材料費について、どういった食材の値上がりによるものか、また何か月分が不足となったのかとの質疑では、食材については、米や野菜の値上がりの影響が大きい。予算としては、3月分の一部が不足となったとの答弁がありました。

次に、議案第10号の質疑について申し上げます。

諸収入の第三者納付金は何件分か、また回収率はどの程度かとの質疑では、3件分で全て回収済みであるとの答弁がありました。

次に、議案第15号の質疑について申し上げます。

まんざい保育所は、統合後どうなるのか、解体して跡地利用する考えはあるのかとの質疑では、旭市学校施設利活用基本方針に準じて、庁内で協議をして決定するとの答弁がありました。

次に、議案第20号の質疑について申し上げます。

青少年問題協議会は、どのような役割を担っていたものなのか、また廃止することで、市民への影響はないのかとの質疑では、青少年問題協議会は、青少年に関する施策について、必要な事項の調査審議や関係機関との連絡調整、意見の具申などを行っていた。ほかの協議会等に役割が引き継がれていることから市民への影響はないとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、付託されました7議案について全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

令和8年3月19日、文教福祉常任委員長、伊場哲也。

○議長（宮内 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長、崎山華英議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 崎山華英 登壇）

○総務常任委員長（崎山華英） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る2月27日の本会議において本委員会に付託されました議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第12号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第27号、専決処分承認についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

1点目として、基金繰入金が減額されているが年度末の財政調整基金はどのようになるのかとの質疑では、今回の補正が可決されると令和7年度末で74億4,145万1,000円程度となるとの答弁がありました。

2点目として、市債について、この時期に約5億円という大きい額の発行に至った経緯はとの質疑では、理由は二つあり、一つ目は国の補正予算による交付金を活用する事業において有利な起債が活用できるためであり、主な対象事業は中学校の屋内運動場空調設備工事である。

二つ目は、令和7年度で終了する合併特例債の発行可能額が残っていることから、令和8年度実施予定事業を前倒しして計上したもので、主な対象事業は消防本部の空調設備の更新であるとの答弁がありました。

次に、議案第12号の主な質疑について申し上げます。

通勤手当の改正について、市職員の通勤方法の割合はどうなっているか、また改正されることでの財政的な影響はどの程度かとの質疑では、通勤方法の割合は自動車が91%、徒歩が5.7%、自転車は2.1%、公共交通機関が1.1%である。自転車や原動機付自転車も普通自動車と同じ区分となるが、割合が少ないため通勤手当に影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

条例改正の内容はとの質疑では、パートタイム会計年度任用職員の報酬に地域手当分を加

算して支給することから、加算する率を改正するものとの答弁がありました。

次に、議案第14号の主な質疑について申し上げます。

国保税の課税限度額について、子ども・子育て支援金はいつ決定するのかとの質疑では、子ども・子育て支援金の限度額は、国民健康保険料では昨年11月に3万円とすることで決定している。国保税は、例年3月31日に国の施行令により決定されるため、保険料と同額であれば3万円となり、専決処分により条例改正を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第19号の主な質疑について申し上げます。

改正後に、サウナの種類が二つとなるがその違いはどの質疑では、一般的にある屋内のサウナのほかバレル型やテント型のサウナが増えてきたことから、国において設置基準を設けた。バレル型などは、熱源機器が6キロワット以下の小さいもので、離隔距離を一般的なサウナの距離に合わせると不都合があるため、緩和処置として一般サウナと簡易サウナを分けたとの答弁がありました。

次に、議案第21号の主な質疑について申し上げます。

過疎地域持続的発展計画はどのようにしてつくったのかとの質疑では、計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定されている市町村計画として策定した。具体的には、これまでの実績や次期5か年で行うべき事業の洗い出しなどを、庁内の関係課と調整し計画に盛り込んだとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、審査の結果、別紙報告書のとおり7議案のうち議案第14号と議案第21号は賛成多数で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決し、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

令和8年3月19日、総務常任委員会委員長、崎山華英。

○議長（宮内 保） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 日程第4、これより議案第9号から議案第23号までと議案第27号につい

て、質疑、討論、採決を行います。

初めに、各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮内 保) 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

ここで、松木源太郎議員の討論であります。松木源太郎議員から議案第14号について、討論の通告を取り消したいとの申出があり、これを受理いたしましたので報告いたします。

それでは、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員はご登壇願います。

(19番 松木源太郎 登壇)

○19番(松木源太郎) 私は、議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について反対の討論をいたします。

5年ごとに策定する過疎地域持続的発展計画の見直しに当たっては、令和7年12月1日から12月15日まで素案に対する意見を市は募集いたしました。意見は5人いらっしゃって——ここにありますが——意見は10件提出されましたが、いずれも今後の参考にするご意見にお答えするので、意見で修正されたところはありませんでした。

次に、15の項目を市として入れ替えました。令和8年度から令和12年度の計画を策定しております。ところが、私が調べてみますと、令和3年から令和7年までの計画がここにあります。全部読みますと、全く同じところがずっと続いているんです。なぜでしょうか。結局、意見は15日間伺ったけれども、5人で10件、それは全部これには反映しないと言っている。

15の項目を終わったものは終わったと消していく、新しいものを連れていく。これを見てみますと全く同じ内容がずらっと書いてあるわけです。こういう5年ごとの決め方でもって、最初につくった計画をそれだけをチェンジしていくのでは何にも計画で新しく考えることないわけですね。

私は最初の質疑のときにまだこのことを知りませんでしたから、一生懸命読んでこうすればいい過疎地域計画になるだろうということを提案をいたしましたけれども、残念ながら市にはそういう考えがなく、何か同じことの繰り返しをすれば、つまり過疎債を取るためにこれを出せばいいんじゃないかと考えているとしか考えられません。

こういう行政の進め方が、市のいろんな計画を駄目にしていくわけですから、ぜひこの点については意見を述べたいということで発言を求めました。

以上です。

○議長（宮内 保） 以上で討論を終わります。

これより採決をいたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、市道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、専決処分の承認について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長（宮内 保） 日程第5、これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情第1号の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長、伊場哲也議員はご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る2月27日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日、付託議案の審査終了後、陳情の審査を行いました。審査の中で、法令どおりに保育士の配置が進んでいない状況を踏まえると、施設を運営する側の考えも理解できるといった意見のほか、配置基準について、法令で決まっているものに対して経過措置が設けられているが、それを撤廃することによって保育の改善などが前向きに進むと考え、賛成する等の意見がありました。

審査では、別紙報告書のとおり賛成多数で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和8年3月19日、文教福祉常任委員長、伊場哲也。

○議長（宮内 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 日程第6、これより陳情第1号について、質疑、討論、採決を行います。

初めに、委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

（発言する人なし）

○議長（宮内 保） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は、電子表決システムで行います。

陳情第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

会議は途中ですが、ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時25分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらな

る改善を求める意見書の提出についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮内 保) 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う追加日程について議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 島田 恒 登壇)

○議会運営委員長(島田 恒) ただいま、議会運営委員会を開きまして発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書の提出についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

配付してあります令和8年旭市議会第1回定例会議事日程その2、本日3月19日木曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(宮内 保) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。

発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長(宮内 保) 追加日程第1、発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（宮内 保） 追加日程第2、提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、伊場哲也議員のご登壇を願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） それでは、発議第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案につきましては、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書。

保育所は、子育てを支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、命を守るために不可欠な社会的資源になっている。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、職員の負担増が深刻になっており、保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

2024年4月から改正された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が施行され、4・5歳児25人に対し保育士1人、3歳児15人に対し保育士1人としたが、経過措置が設けられている。また、1歳児の配置基準引上げの5対1については、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されている。

全ての施設において、基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件をなくした上で、法令改定により基準を引上げること、3歳児、4・5歳児は経過措置を撤廃することで、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人一人に対して丁寧な関わりを保障するとともに、全ての年齢で基準をさらに改善することが、保育現場と保護者の切なる願いである。

よって、国においては、保育士配置の基準引上げの早期完全実施とさらなる改善を実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、こども家庭庁長官、文部科学大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長宛てでございます。

以上、提案理由といたします。

○議長（宮内 保） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 追加日程第3、これより発議第1号について、質疑、討論、採決を行います。

それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

○議長（宮内 保） 再開します。

質疑はありませんか。

戸村議員。

○3番（戸村ひとみ） それではお願いいたします。

この発議案の提案理由を陳情の文面からそのままを提案理由とされました。

そこで、その文面の中から3点ほどお伺いしたいと思います。

保育園での事故が増大しているという文言がございましたが、これは増大というのを漠として分かりません。いつからいつまでの期間でどれくらい事故が増大しているのか、それが陳情のほうにもし、もしというか添えられていたらお願いいたします。

あと、この陳情を審査するに当たっては、恐らくこの事故のこととかも皆さん、委員会でもお考えになっていると思いますので、そのあたりのところをお願いいたします。

それから、配置基準が不十分ということとのこの事故の増大との関連性、つまり配置基準が満たされていれば事故は減るものなのかどうか、事故は限りなく減るものなのかどうか、そこのところのお考えをお願いいたします。

それから、全ての施設の保育状況、保育環境、これが向上するという事は配置基準の引上げによってなされるというような意味合いのことを書かれておりましたが、この配置基準の引上げというのが最重要事項なのか。ほかに保育状況、保育環境の引上げというものが最重要と考えられるようなことがあるのではないかと、そのところのお考えをお願いいたします。

公立では、全てがこういう配置基準とかも満たされる、即座に満たされると思いますが、私立等ではなかなかこういう環境整備というか条件の整備みたいなものは厳しい状況にあると、旭市の中でもそういう状況にあると思われれます。

そんな中で、この配置基準の引上げというのが保育園の保育環境の向上に向けての最重要事項なのかどうか、そのところをお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し、答弁を求めます。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 戸村議員に対しての、質疑に対しての答弁をさせていただきます。

3点、ございました。まず1点目でございますけれども、事故、増大しているという提案理由の説明中で、いつからいつまでどれくらい増大かという質疑でございましたけれども、これ、陳情でございます。これが1点。

そして、2点目といたしまして戸村議員も文教福祉常任委員会に所属されており、審査に加わっていただきました。その中での意見交換また質疑では出されなかった件ではないかというふうに思います。

これ、皆様ご存じのとおり陳情でございますので、私が戸村議員の質疑の件、いつからいつまでどれくらい事故が増大しているかということについては、個人的な精査もしておりませんし、ですので、個人的な質疑に対しての答弁をすることはできません。ということで、答弁をいたします。

2点目の配置基準が不十分がために事故が減るかということにつきましては、これも私、個人的な見解で答弁をするということになれば、今現在、法令で示されている基準をもって保育所の運営をすれば少なくとも1人の保育士が見る園児の数が減るわけですから、だからといって根拠にはならない点もありますけれども、1人の保育士が25人見るよりは、1人の保育士が、例としてですけれども15人見たほうが、目が行き届くという視点、観点から事故を未然に防ぐことが可能であると、そういう率が高まるというふうに個人的には考えます。

戸村議員の質疑に対しての答弁になっているかどうかは定かではありませんけれども、提案の理由を説明させていただいた責任上、今のように回答をさせていただきました。

3点目のこれが最重要事項であるかどうかということについては、質疑ですから答弁しませんが、逆に戸村議員はそういう経験をおかされてきたわけですので、個人的に後ほど見解をお尋ねするにしても、最重要と言われますと、私自身は、いやそれ以外にも重要な事項はたくさんあるのではないかとこのように捉えます。

ただ、提案理由でも申し述べたとおり、極力、保育所の質、保育士の負担軽減、こういった点から陳情を皆さんに採択いただきましたので、その方向で進めていただきたいというふうに考えて、戸村議員の三つの質疑に対して答弁をさせていただきました。

以上でございます、議長。

○議長（宮内 保） 戸村議員。

○3番（戸村ひとみ） ご答弁ありがとうございました。

委員長のほうから、委員会でのこうしたその事故の増大の件数とかそういうもの、いつからいつまでのその件数、増大、果たして増大しているのかどうかというようなところも質疑がなかったというご答弁がございましたが、私は今回の陳情に関しましては、そういったところも全て、数字から根拠づけをして反対なら反対、賛成なら賛成にしたかったですから、継続審査を望みました。

ただ、意見として継続審査というのはどうかというのを言いましたら、継続はないというふうにお答えがありましたので、そうしましたら反対、賛成か反対かといったら反対するしかないんです。こういった数字の根拠というものが提示されない限り、軽々にちょっと賛成はできません。

しかも、先ほど委員長のほうもありました、私も保育のほうをやっておりましたので、私立……

○議長（宮内 保） 戸村議員、質疑ですからね。討論ではないですから、その辺ご理解していただきたいと思います。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。

ですから、継続審査になった後で、こういった細かいところを全てその次までの間に詰める、詰めていくのが適当ではないかなと私は思いましたものですから、そここのところの質疑はいたしませんでした、細かいところは、ただ意見としては述べさせていただきました、委員会の中でも。

今回の委員長のほうで、これはあくまでも陳情ですからということでしたが、陳情が出されて審査をするのは私たち一人ひとり、議員の仕事でございます。

○議長（宮内 保） 戸村議員、質疑ですからね。質疑をしてください。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。

ですから、そここのところの……

○議長（宮内 保） 簡潔、明瞭をお願いします。

○3番（戸村ひとみ） 陳情というものに対して、これからまた文教に上がってくる陳情とかもあるでしょうから、そここのところの委員長のお考えをお伺いしたいです。

○議長（宮内 保） ただいまの、討論ですから、質疑ではありませんから、答弁する必要はないと思いますので。

質疑ですから。

○3番（戸村ひとみ） 継続にできなかった理由をお伺いしたいです。

○議長（宮内 保） それはできないですから。

これで戸村議員の質疑を終わります。

そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（宮内 保） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

発議第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 松木議員、押してください。

（「白票だな」の声あり）

○議長（宮内 保） どっちかに。白票はないですから。

押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 事務報告

○議長（宮内 保） 日程第7、事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 向後 稔 登壇）

○総務課長（向後 稔） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

報告書の2ページをご覧ください。

一つ、金10万5,000円を旭市商工会チャリティーゴルフ大会様より、12月2日受納いたしました。

一つ、テント2張を共和地区社会福祉協議会様より、12月2日受納いたしました。

一つ、紅白まんじゅうを大松治子様より、12月2日受納いたしました。

一つ、精白米粒すけ760キログラムを、ちばみどり農業協同組合様より12月3日受納いたしました。

一つ、金10万円を旭タンカー株式会社様より、12月15日受納いたしました。

次のページになります。

一つ、創立150周年記念ファイルほか記念品一式を共和地区区長会様より、12月19日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社H a j i m a r i様より、1月30日受納いたしました。

一つ、ランドセル8個を株式会社高野縫製様より、2月5日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社求人ジャーナル様より、2月27日受納いたしました。

一つ、豚肉206.9キログラムを有限会社ブライトピック千葉様より、3月13日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（宮内 保） 事務報告は終わりました。

◎日程第8 閉 会

○議長（宮内 保） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて令和8年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 宮内 保

議員 戸村 ひとみ

議員 常世田 正 樹